

最終更新日:2008年4月2日

日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社

代表取締役執行役員社長 渡辺 正夫

問合せ先:総務ユニット ゼネラルマネージャー 小林 進

証券コード:9873

<http://japan.kfc.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要課題と認識しており、経営の透明性、意思決定の迅速化、経営の効率性、コンプライアンス体制を確立のため、組織の整備を進める一方、活動を強化しております。

(1) 企業統治に関する事項について

① 会社の機関の内容

当社は監査役制度採用会社であり、監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名であります。

いずれも社外監査役であり、経営活動の客観性、透明性の確保に努めております。

② 内部統制システムの整備の状況

平成20年2月21日現在の当社の取締役は5名、監査役は3名であり、その内、社外取締役は2名、社外監査役は、3名となっております。また当社は、執行役員制度を導入しており、13名の執行役員のうち3名が取締役兼務であります。

当社は平成14年6月に常務会を再組織しコーポレート・ガバナンスの更なる充実をはかるとともに、経営企画室を新設し経営管理機能の強化をはかりました。平成15年12月には従業員が匿名で相談できる組織として従業員相談室を設置し、平成16年9月には個人情報の保護に関する法律に基づいて情報管理責任者を設置しました。さらに平成18年2月には内部統制機能強化のために監査室を拡充して監査・コンプライアンス室とし、また社会環境問題および店舗オペレーションの向上を図るために設置した社会環境対策CHAMPS推進室を平成19年4月に監査・コンプライアンス室と統合し、CSR・監査室を新設しました。併せて平成18年5月には、コンプライアンス委員会を設置し、担当役員をコンプライアンスオフィサーに任命しております。また広報部門とCS(お客様サービス)部門を統合し、新たなコミュニケーション組織として広報・カスタマーサービス室を設置し関連組織の整備を行いました。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は平成15年4月にリスク・マネジメント委員会を設置し、担当役員をリスク・マネジメント・オフィサーに任命し、リスク・マネジメントの体制を強化し、必要に応じリスク・マネジメント委員会を開催しております。また、平成16年9月1日に個人情報管理規程を制定し、併せて関連規程やマニュアルの整備を行い、個人情報の管理の徹底を図りました。

④ 役員の報酬の内容

当社の役員報酬の内容は以下のとおりであります。

a 取締役報酬 184百万円

b 監査役報酬 21百万円

なお、社外取締役は全員無報酬でありますので上記には含めておりません。上記金額には、当事業年度に係わる役員賞与引当金繰入金額46百万円及び役員退職慰労引当繰入額17百万円が含まれます。

⑤監査報酬の内容

当社が新日本監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係わる報酬の内容及び監査証明以外の報酬の内容は以下のとおりであります。

- a 公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 20百万円
- b 上記以外の業務に基づく報酬 0百万円

2. 資本構成

外国人株式所有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
ケンタッキーフライドチキンコーポレートホールディングリミテッド	7,151,100	31.11
三菱商事株式会社	7,150,605	31.11
日本ケンタッキーフライドチキンフランチャイズオーナー持株会	245,200	1.06
株式会社東京三菱銀行	198,000	0.86
明治安田生命保険相互会社	110,200	0.47
日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社	97,803	0.42
メルリンチ日本証券株式会社	88,100	0.38
株式会社みずほ銀行	69,080	0.30
キュービー株式会社	67,000	0.29
東京海上日動火災保険株式会社	66,000	0.28

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	11月
業種	小売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は関係会社であるヤム・ブランド・インクの海外部門関連会社ヤム・レストランズ・アジア・ピーティイー・リミテッドと KFC 事業に関し「マスターフランチャイズの許諾と商標使用許諾契約」を、また平成19年11月22日付けで新しいピザハットのマスターライセンス契約「インターナショナルフランチャイズアグリーメント」を締結し、日本国内において、KFC およびピザハット事業を展開しております。なお三菱商事株式会社が平成19年11月1日より実施の当社株式に対する公開買付けが平成19年12月7日をもって終了し、これにより平成19年12月4日(決済の開始日付け)で同社は当社の親会社となりました。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
垣内 威彦	他の会社の出身者	○		○	○					○	
小川 広通	他の会社の出身者	○		○	○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
垣内 威彦	三菱商事株式会社 生活産業グループCEOオフィス室長	食品事業の分野および企業経営の分野における造詣が深い
小川 広通	三菱商事株式会社 リテイル事業ユニットマネジャー	食品事業の分野および企業経営の分野における造詣が深い

その他社外取締役の主な活動に関する事項

取締役会には、ほぼ全員が出席し毎回発言をし、当社の経営及びチェーンの運営に貴重な意見をいただいている。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

監査役の人数

3名

監査役と会計監査人の連携状況

a 常勤監査役(1名)、非常勤監査役(2名)は、協議の上、監査方針・監査計画を立案し業務分担をして、監査業務を遂行しております。

b 所定の期中監査及び期末監査は、議事録・稟議書・契約書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、監査法人による立会、実地調査等の方法により監査を実施しております。

c 各監査役が取締役会に適宜出席し、会社の経営状況を把握する他、重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

d 期末監査終了後、監査法人と意見交換を行い、監査報告書を作成しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

当社は、平成19年4月1日付けの組織変更により内部統制機能強化のためにCSR・監査室を設置しました。ゼネラルマネージャーを中心に5名で構成され、業務が法令、定款、諸規定に基づき、適法・適正かつ効率的に行われているかを検証しております。また、監査役や監査法人と連携することで内部牽制が十分機能するように努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
五十嵐 章之	他の会社の出身者	○		○	○				○	
大沢 章一	他の会社の出身者	○		○	○				○	
安藤 正久	他の会社の出身者	○		○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
五十嵐 章之	三菱商事株式会社 生活産業グループコントローラー	食品および外食事業の管理の分野における造詣が深い
大沢 章一	三菱商事株式会社 生活産業グループリテイ爾事業総括マネージャー	食品および外食事業の管理の分野における造詣が深い
安藤 正久	常勤監査役	食品および外食事業の管理の分野における造詣が深い

その他社外監査役の主な活動に関する事項

各監査役が取締役会に適宜出席し、会社の経営状況を把握する他、重要な会議へも出席し、取締役の業務執行状況の監査を実施しております。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

売上・営業利益等による指標に応じてインセンティブ(役員賞与)を決定しております。

【 取締役報酬関係 】

開示手段

有価証券報告書

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は184百万円、監査役報酬は21百万円であります。なお、社外取締役は全員無報酬であります。上記の支給額には、当事業年度に係わる役員賞与引当金繰入額46百万円および役員退職慰労引当金繰入金額17百万円が含まれます。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

常勤監査役には、専属スタッフ1名を配属しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社は平成14年6月に常務会を再組織しコーポレート・ガバナンスの更なる充実をはかるとともに、経営企画室を新設し経営管理機能の強化をはかりました。また、平成15年4月にリスク・マネジメント委員会を設置し、担当役員をリスク・マネジメント・オフィサーに任命し、リスク・マネジメントの体制を強化し、必要に応じリスク・マネジメント委員会を開催しております。また平成16年9月1日に個人情報管理規程を制定し、併せて関連規程やマニュアルの整備を行い個人情報の管理の徹底を図ると共に2008年3月に危機管理マニュアルを新たに整備しました。なお、会計監査は新日本監査法人であり業務を執行した公認会計士は、西田英樹氏、清水芳彦氏であります。監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補10名であります。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	少なくとも法定より1日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年2月に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	中間及び期末決算時に開催しております。
IR資料のホームページ掲載	なし	決算短信等を適時開示しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	—	広報・カスタマーサービス室に担当者1名を配置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	前年度に発行した「社会環境レポート2006」は更に内容を充実させ「CSRレポート2007」としてを2007年10月に発行いたしました。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、ケンタッキーフライドチキン事業とピザハット事業を2本柱としたフードサービスビジネスであり、店舗を全国に展開しております。当社は、これらの事業が健全で持続的に発展するためには内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題であると認識し、会社法および会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、次のとおり「内部統制システムの整備の基本方針」（以下「本方針」といいます。）を決定します。

本方針は、当社のすべての役員（取締役、監査役またはこれらに準ずる者をいいます。）従業員等（職員、顧問、嘱託、契約社員、

臨時従業員、派遣社員およびこれらに準ずる者を含みます。)に適用されます。なお、当社は社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適生かつ効率的な体制を実現します。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

- (1) 会社の重要な意思決定は、株主総会、取締役会、常務会および稟議によって行われ、その議事録および稟議書は、法律および「文書取扱規程」で定めた所定の期間保存する。
- (2) 会社のその他の意思決定についても必ず文書化するとともに、法定保存文書と同様に「文書取扱規程」で定めた所定の期間保存する。定めのない情報については、各部局の管理責任者が保存の要否および期間を定め、対応する。
- (3) 取締役および監査役がこれらの議事録、稟議書および文書の閲覧を要請した場合は、要請から3日以内に閲覧できるような管理を行う。

2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定めている「リスク・マネジメント規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、個々のリスクに対応する組織で継続的な監視を行う一方、組織横断的なリスクについては、経営企画室が全社的対応を行う。
- (2) リスクの発生及び行動規範に反する行為が認められたときは、速やかに上長、リスク・マネジメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、監査・コンプライアンス室、社内関係部署のいずれかに報告・相談する。
- (3) 監査・コンプライアンス室は、「コンプライアンス規程」に沿った対応が行われているかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告する。また、常務会にも報告を行う。
- (4) 関連部署は、リスク・マネジメント委員会及びコンプライアンス委員会と協議の上、関係者への連絡・連携・対策については、「リスク・マネジメント規程」および「コンプライアンス規程」に則り行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- (1) 取締役会で決定した毎年の経営方針・目標に沿って、各部局は当年度の戦略および利益計画を策定する。社長は達成状況を常時フォローアップし、コンペーンション委員会は、達成状況に応じた役員の業績評価を実施する。
- (2) 社長は経営目標を最も効率的に達成するように組織編制を行う。また「職務業務分掌規程」に基づき各組織の指揮命令系統を明確にし、必要な範囲内で組織単位の長および所属員に権限を附与する。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

- (1) 役職員が法令や定款および社会通念に沿った行動を行うよう、「役職員行動規範」を含む「コンプライアンス規程」を定め、監査・コンプライアンス室は役職員に対し定期的な研修を行い、周知徹底に努める。
- (2) 社長を委員長とし、コンプライアンス担当役員(コンプライアンス・オフィサー)を委員会担当役員としたコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連の体制整備(研修、ガイドラインの制定ほか)を行う。
- (3) 適切な財務諸表作成のために、経理ユニットのゼネラルマネージャーは、「経理基本規程」に基づき、周知徹底を図る。また、社長・管掌役員は財務報告の内部統制の有効性を評価する。
- (4) コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、監査・コンプライアンス室、従業員相談室等への直接報告の経路を設ける。
- (5) 監査・コンプライアンス室は各部署の監査を定期的に行うとともに、社長、コンプライアンス・オフィサーに適時報告を行う。

5. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制について

当社および子会社は金融商品取引法の定めに従い、「内部統制基本要綱」に則り健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用を努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

6. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

- (1) 子会社の管理者を定め、取締役や監査役の派遣等を通じて連携を取り、子会社の業務執行状況を随時確認する。

- (2) 子会社からは、毎年経営計画書の提出を受け、経営方針等の協議を行う一方、リスク・マネジメントやコンプライアンスの状況を確認する。
- (3) 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制について
監査役職務を補助すべき使用人に関する規程を定め、監査役職務を補助すべき使用人として当社の使用人から任命し、監査役監査の準備、会計監査に関する関係者との折衝、監査役会運営業務に当たらせる。
8. 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
補助者の人事評価や人事異動に関しては、事前に監査役会の承認を受けなければいけない。
9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制について
- (1) 監査役は取締役会その他の重要な経営会議に出席し、意見を表明する。
- (2) 著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがある場合は、取締役および使用人は監査役に対して遅滞なく報告を行う。
- (3) 監査役はいつでも必要に応じて、取締役に対して報告を求めることができることとする。
10. その他監査役監査が実効的に行われていることを確保するための体制について
- (1) 監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。
- (2) 監査役は、独自に弁護士や公認会計士を起用し、監査業務に関する助言を受けることができるようにする。
11. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらとの係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。当社は、従来より、社内窓口部署を設置し、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めてきており、引き続き、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料：模式図 】

